

所得制限限度額表

(単位：万円)

扶養親族の人数 (カッコ内は例)	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040

- 扶養親族の人数は、収入金103万円以下の同一生計配偶者や扶養親族(16歳未満の者も含む)の合計人数です。受給者(申請者)本人は扶養人数に含みません。
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額)は上記の限度額に当該老人控除対象者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。
- 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額)は一人につき38万円(扶養親族等で老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額です。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で所得制限を確認します。